自分が亡くなった後の次の相続についても指定できる

家族信託を使うと、自分が亡くなった後の次の相続についても誰に相続させるのかを 指定することができます。これを「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」と言います。

例えば、一旦、娘に自宅を相続させて、娘が亡くなったら孫に自宅を相続(遺贈)させるということも可能なのです。

遺言では自分が亡くなったときのことしか指定ができませんので、次の相続について も指定できるのは家族信託の大きなメリットです。



